

[検討事項] 16 議員研修

伊賀市議会基本条例

(議員研修の充実強化)

第 15 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図る。

松阪市議会基本条例

(議会機能の強化)

第 17 条 市議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めなければならない。

亀岡市議会基本条例

(議員研修の充実)

第 17 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

流山市議会基本条例

(議員研修の充実強化)

第19条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例のほか議会関係諸法令等に関する研修を行わなければならない。

2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

3 議会は議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

会津若松市議会基本条例

(議会による研修)

第15条 議会は、政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、研修を実施する。

四日市市議会基本条例

(議員研修)

第 31 条 議会は、議員の政策立案能力及び政策提言能力の向上を目的に、各種の研修を積極的に実施しなければならない。